

一般社団法人	任意団体	備考
<p><u>日本デザイン学会研究部会統括運営細則</u></p> <p><u>平成 28 年●月●日制定</u></p> <p><u>第 1 条 本学会は、本学会の正会員から構成される任意の研究部会に対し、本学会の研究部会の名称の使用を許諾することができる。</u></p> <p><u>2 名称使用にあたっては、「日本デザイン学会 ○○研究部会」とし、「一般社団法人日本デザイン学会 ○○研究部会」という名称を使用してはならない。</u></p> <p><u>3 名称使用の許諾を希望する研究部会は、研究部会の活動内容、研究部会の組織内容(部会主査・会費の有無等)を本学会に申請し、本学会の理事会の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>4 研究部会は、本学会に申請した内容に変更がある場合は、その都度、本学会に報告するものとする。</u></p> <p><u>5 本学会の名誉及び信頼関係を著しく傷つける行為又は事実が明らかになった場合、本学会は、名称使用の許諾を取り消すことができる。</u></p> <p><u>第 2 条 研究部会には、本学会に対する窓口担当者として部会主査を置く。</u></p>	<p><u>日本デザイン学会研究部会統括運営細則</u></p> <p><u>昭和 62 年 1 月 10 日制定</u> <u>平成 17 年 6 月 24 日改正</u></p> <p><u>第 1 条 研究部会は、日本デザイン学会正会員によって構成する。</u></p> <p><u>第 2 条 研究部会には、主査と幹事若干名を置く。</u></p>	<p>一般社団法人後において、研究部会は、法人の内部ではなく、法人外部の任意団体として位置付けるため、細則の内容を全面的に見直しております。</p> <p>研究部会は、法人外部の任意団体であるため、名称許諾という位置付けに変更しています。</p> <p>法人外部の任意団体であることを明らかにするため、「一般社団法人日本デザイン学会」という名称の使用を禁止しています。</p> <p>研究部会は、本学会とは別の組織として位置付けるため、研究部会の組織については、本学会の細則上、定めていません。</p>

一般社団法人	任意団体	備考
<p>第3条 本学会は、本学会の目的・事業に合致する研究部会の活動に対して、一定金額の活動補助を行うことができる。</p> <p>2 活動補助を希望する研究部会は、事前に補助を受ける対象となる活動計画を提出しなければならない。</p> <p>3 活動補助を受けるにあたっては、活動終了後、遅滞なく活動報告を提出しなければならない。活動報告の提出にあたっては、支出に関する証憑書類の写し(領収書・請求書等)を添付するものとする。</p> <p>4 本学会は、活動報告の内容を確認した上で、活動補助の上限の範囲内で活動補助費を支出するものとする。</p> <p>第4条 部会主査は、年度初めに前年度の活動報告と新年度の活動計画を研究推進委員会に提出する。なお、計画の変更や追加が生じた場合には、その都度申し出る。</p> <p>2 各研究部会が発行する部会報や研究発表等の資料については、その都度、<u>本学会</u>に送付する。</p>	<p><u>第3条 主査および幹事は、研究部会会員の互選を経て、主査は研究部会委員長が委嘱し、幹事は当該研究部会主査が委嘱する。</u></p> <p><u>第4条 研究部会活動に要する費用は、学会からの割当て予算内で支出することを原則とする。ただし、研究部会の活動が割当て予算を越えると見込まれる場合は、必要に応じて、部会が独自に部会費を徴収して、部会活動費に当てることができる。この場合、会費の徴収について、年度当初、その旨を研究部会委員会に具申する。</u></p> <p>第5条 研究部会主査は、年度初めに前年度の活動報告と新年度の活動計画を研究推進委員会に提出する。なお、計画の変更や追加が生じた場合には、その都度申し出る。</p> <p>第6条 各研究部会が発行する部会報や研究発表等の資料については、その都度、<u>学会本部事務局</u>に送付する。</p>	<p>備考</p> <p>他団体への活動補助にあたっては、法人税法上の非営利型法人の要件の1つである「特別の利益を与えてはならない」という要件に抵触しないように運用する必要があります。</p> <p>今後は研究部会自体で税務手続等を行う可能性があるため、証憑書類の提出は、原本ではなく、写しという形にしています。</p>

一般社団法人	任意団体	備考
<p>3 研究部会の活動内容の紹介を希望する研究部会は、本学会の事業報告・ホームページ等において、活動内容の紹介を行うことができる。</p> <p><u>附則</u>  第1条 本細則は、理事会の決議により変更することができる。  第2条 本細則は、平成29年4月1日から施行する。</p>	<p><u>第7条</u> 研究部会は研究部会運営上必要と認められる細則を個別に定めることができるが、本細則が優先する。</p> <p><u>附則</u>  第1条 本細則は、理事会の決議により変更することができる。  第2条 この細則は、昭和62年4月1日から施行する。  第3条 本規定の改正は、平成17年6月24日から施行する。</p>	<p>本学会の事業報告・ホームページ等で研究部会の活動内容を紹介する場合においては、本学会の法人外部の任意団体であることを明確にする必要があります。</p> <p>研究部会は、本学会とは別の組織のため、運営は、各部会の自治によります。</p>